

J A S 法 改 正 !

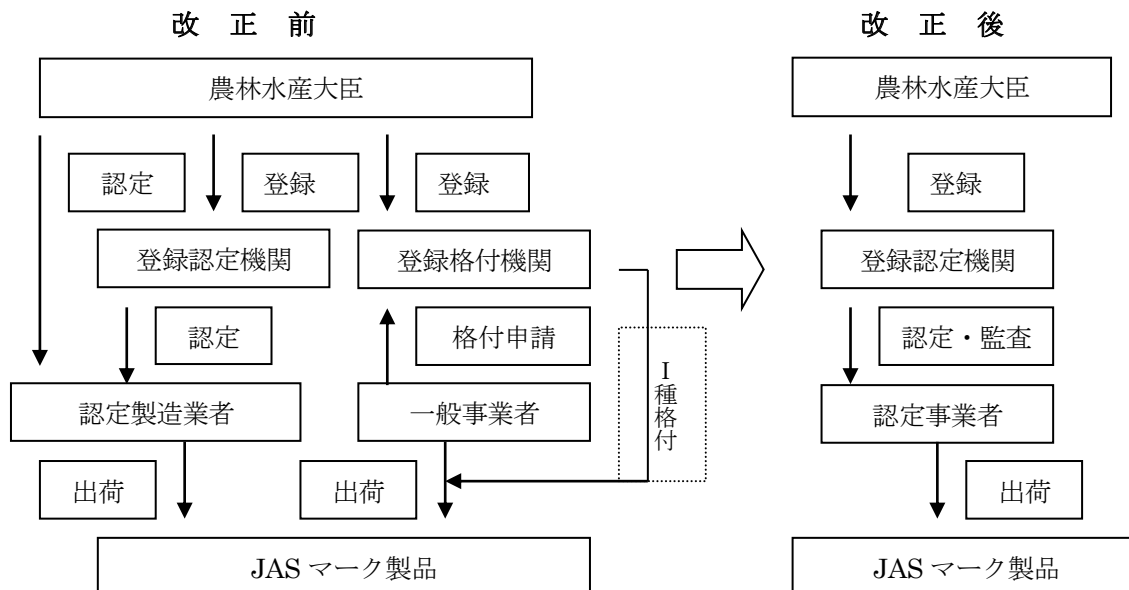
日本農林規格(JAS 法)の改正案が可決されました。改正の大きな目的は ①行政改革の一環として、登録認定機関に対する行政の関与を低くする事 ②JAS 制度の信頼性を向上する事、だそうです。

これまでは国が登録認定機関を管理・指導して、認定手数料や認定品目まで国が「許可」するしくみでした。今回これを改め、誰でも認定機関になれ、かつ認定機関が自主性を持ち安全性や信頼性の向上のほか認定手数料や、認定品目などを自由に決定できるということです。この改正は H18. 3. 1 施行で現 JAS 認定工場も 3 年以内に認定を受直す必要があります。従来、製材品については、(社)全国木材組合連合会と(社)北海道林産物検査会のみが製材工場の JAS 認定ができましたが、今後は登録認定機関としての基準 (ISO ガイド 65) をみたせば誰でも登録認定機関になれるし、主体的に認定品目の設定や、事業者を認定できるようになります。従って、外国の組織でも容易に登録認定機関となることができ、現地に、登録事業者が増え、JAS 製品が生産されるようになるでしょう。但し、「I 種格付け」が廃止されるので、これまでのように、スポット的に工事物件に合わせて、抜き取り検査のみで JAS 製品としての輸入や出荷はできなくなります。

国の狙いは、認定機関同士の競争意識のもとで、認定業務のスムーズ化や、認定費用の低減、JAS 製品の品質向上へのアドバイスなどにより、JAS 製品への信頼性向上を期待しています。

また、認定される事業者は製造業者に限らず、その製品の製造工程を把握し、適正に検査・格付けできる事業者であれば、製造業者を構成員とする団体、販売業者、輸入業者も認定を受けられます。

新たな登録認定機関制度への一本化のイメージ



【情報】

「地材地建」かごしま材の家づくりセミナー が始まります。

昨年に引き続き、9月9日(金)から全6回の講習会が行われます。

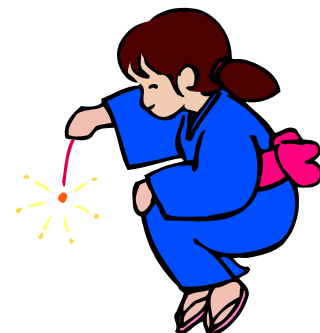
問合せ先 (財)鹿児島県住宅・建築総合センター 企画課

TEL 099-224-4543 ホームページ <http://www.kjc.or.jp>

【定休日】 9月は3, 4, 10, 11, 18, 23, 24, 25日となります

10月は2, 8, 9, 15, 16, 22, 23, 30日となります

ご協力をお願いします。



(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)